

筑後市災害廃棄物処理計画 【概要版】

1 総則

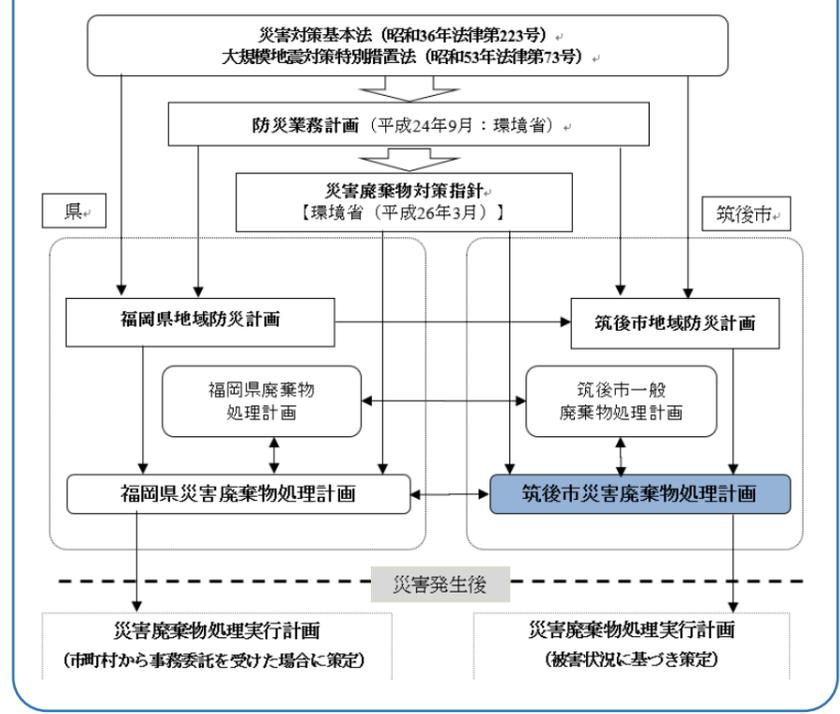
趣旨

平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 28 年 4 月の熊本地震をはじめ、全国各地で地震や大雨、台風等の大規模自然災害が発生しており、筑後市においても平成 24 年 7 月の九州北部豪雨や平成 28 年 9 月の竜巻災害で被害が生じるなど予断を許さない状況にあります。

このため、市民の健康・安全の確保や被災地の速やかな復旧・復興となるよう、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図ることを目的として「筑後市災害廃棄物処理計画」を策定するものです。

位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、「筑後市地域防災計画」と整合を図りながら「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携して災害廃棄物処理を実施するものである。



対象とする災害

地震災害

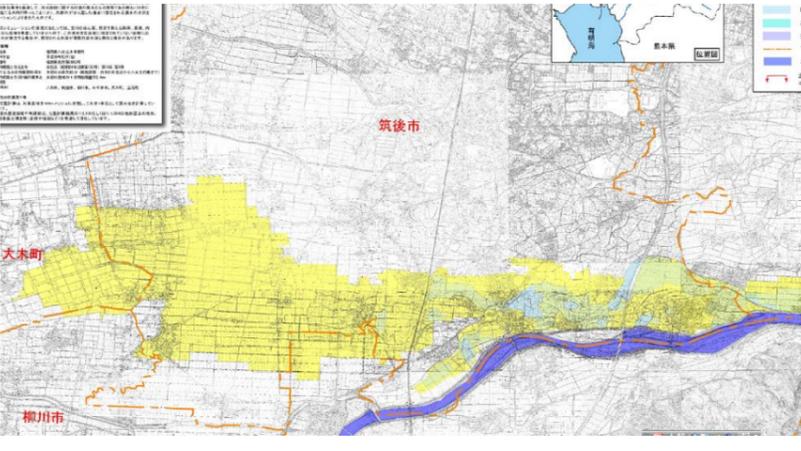
■筑後市地域防災計画及び福岡県災害廃棄物処理計画において本市に最大の被害をもたらす水縄断層による地震を主な想定災害とします。



風水害

■本市に被害をもたらす浸水想定区域図が公表されている矢部川（沖端川）及び筑後川の氾濫を対象とします。

【矢部川浸水想定区域】



対象とする災害廃棄物

発生源	種類
地震や風水害等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	避難所ごみ、生活ごみ、し尿

処理の基本方針

衛生的かつ迅速な処理

■生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指します。

分別・再利用の推進

■災害廃棄物の処理・処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再生利用、再資源化を推進します。

処理の協力・支援、連携

■本市による自己処理を原則としますが、処理能力が不足する場合には、福岡県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理します。

環境に配慮した処理

■災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分に配慮して処理を行います。

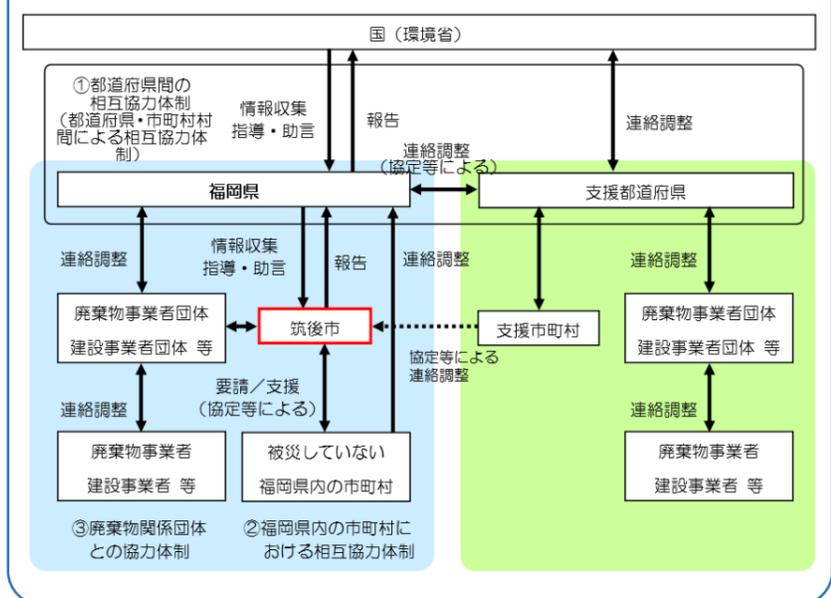
組織体制・協力支援体制

組織体制

■災害対策本部防疫班が、他対策部班と連携をとり、災害廃棄物の処理対策に関する業務を行います。

協力支援体制

■県内市町村や民間事業者と災害支援協定を締結しており、発災時には被害状況に応じ、協定に基づき協力・支援を要請します。



2 災害廃棄物処理対策

災害廃棄物発生量と処理期間

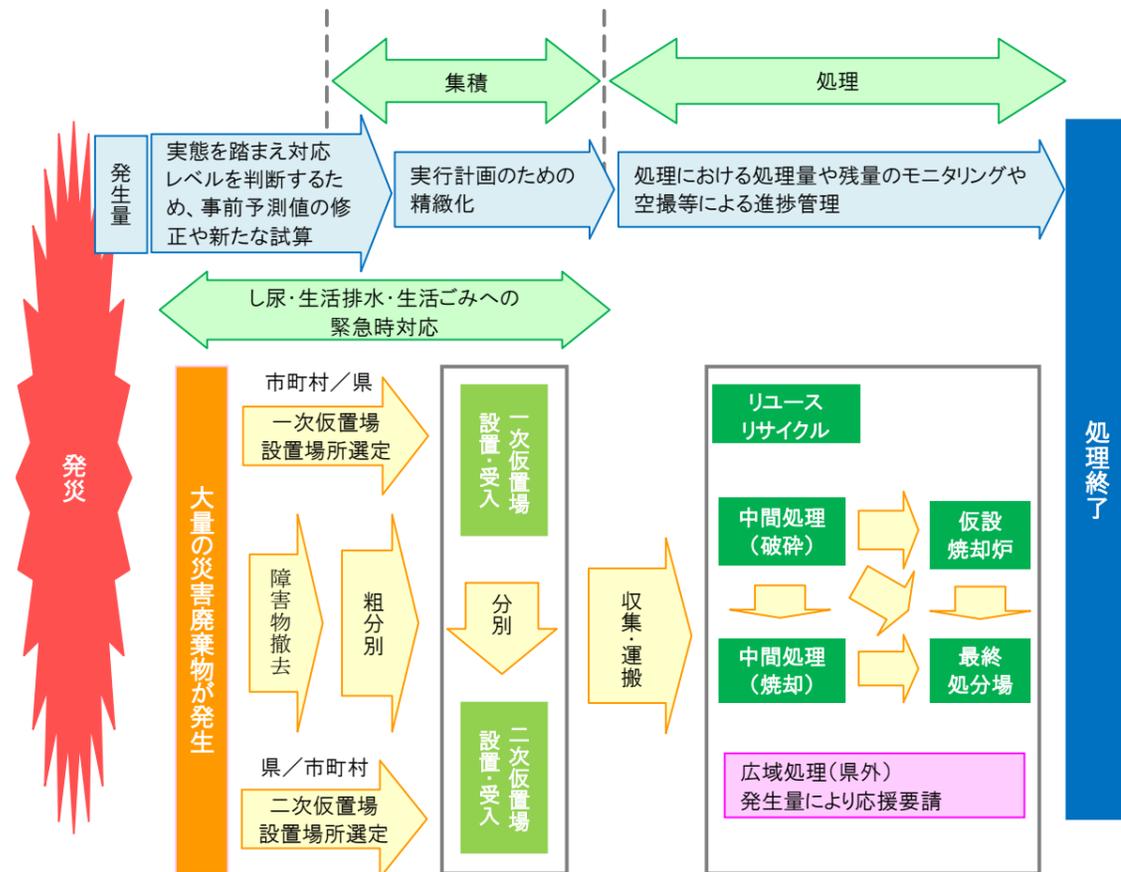
■災害廃棄物発生量の推計

災害	災害廃棄物発生量	避難者数	し尿発生量	仮設トイレ必要基数	避難所生活ごみ
地震 (水縄断層)	55,000 t	1,231 人	2,090L/日	42 基	0.85 t/日
風水害 (矢部川)	746 t	—	—	—	—

■国や他自治体による広域的な支援を受け、1年以内の処理完了を目指します。

災害廃棄物処理実行計画

■発災後、災害廃棄物発生量や既存施設・地域の被害状況等を的確に把握し、廃棄物の具体的な処理方法を定める実行計画を作成します。



仮置場

■平常時において市有地等（公園、グラウンド等）のオープンスペースのうち、一定規模以上のものを対象としてリストアップし、発災後、被害状況に合わせて他の利用用途と調整し、仮置場を設置します。

一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 重機及び手選別によって柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等を分別・保管します。 建物被害の多い地域の中規模以上の公園、グラウンド等に設置します。 	<p>宮城県岩沼市</p>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 二次仮置場においては、主に、混合廃棄物の選別を破碎機、大型ふるいや手選別で行います。 二次仮置場は廃棄物の保管機能も求められるため、一次仮置場よりも広い面積を必要とします。 	<p>岩手県大槌市</p>

再生利用

■資源の有効活用のほか、災害廃棄物の埋立処分を極力削減し財政負担を軽くするために、コンクリートがらや木くず、金属くずなど災害廃棄物発生量の約42%をリサイクルします。さらに、焼却灰についてもできるだけ土木建設資材として活用します。

中間処理（焼却）

■災害廃棄物のうち可燃物は、焼却処理を行います。
■八女西部クリーンセンターや他自治体等の広域支援を受けても焼却処理できない量については、仮設焼却炉を設置し処理します。

最終処分

■焼却灰や不燃物など再生利用が困難なものは埋立処分を行います。
■八女西部広域事務組合最終処分場で埋立処分できない量については、民間の廃棄物処理業者への委託や、福岡県や国へ処理先の確保等を要請し、広域処理を行います。

環境対策、有害廃棄物等

■環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場における労働災害の防止、その周辺住民の生活環境への影響の防止及び火災対策を実施します。
■災害時に搬入されてくると想定される有害廃棄物や適正処理困難廃棄物の処理方針をあらかじめ定めます。